登録銃砲刀剣類の所持等について

徳島県未来創生文化部 文化資源活用課

1 登録証の意義

銃刀法第14条の規定に基づいて登録された銃砲刀剣類は、登録原票(台帳・銃砲刀剣類の戸籍簿)に記載され、徳島県公安委員会へ通知されます。

登録証はその証明書であり、その銃砲刀剣類が所持可能なものであることを証すための 公文書であって、所持者の所有権を示すものではありません。

したがって、登録証には所有者の氏名は記されませんので、所有者又は所在場所が変更される度に、所有者(所在場所=住所)変更届出書によって、戸籍簿である登録原票に書き込まれなければなりません。

- 2 登録銃砲刀剣類の所持についての注意
- ① 登録証の保管
 - 登録証は大変重要なものです。万一のため、必ず写しをとっておいてください。
- ② 登録証の紛失又は盗難

もし、登録証を紛失したり、盗難にあった場合は、<u>すみやかに、最寄りの警察署へ届</u> <u>け出のうえ、当課までご連絡ください。</u>当課へ届出いただき次第、所定の手続きにより 再交付いたします。

登録済みの銃砲刀剣類とともに紛失又は盗難の場合は、すみやかに、最寄りの警察署へ届け出てください。

③ 登録済みの銃砲刀剣類を他人に預ける場合

必ず、登録証とともに預けてください。

また、預けてから20日以内に「貸付または保管の委託届出書」を登録証の写しとともに、あなたから当課へ届け出てください。

なお、手元に戻った際も、あなたから、「貸付又は保管の委託終了届出書」を提出してください。

④ 登録済みの銃砲刀剣類を他人に譲渡(相続)する場合

必ず、登録証とともに譲渡してください。

この場合は、<u>譲り受けた人が20日以内に「所有者変更届出書」と登録証の写し</u>を当課 へ出していただくことになります。届出受理の連絡はいたしませんので、その旨もご伝 達ください。

⑤ 登録した銃砲刀剣類について、銃砲に本来なかったものを付けるなど、その<u>形状を勝</u> 手に変えることは違法となりますのでご注意ください。